大阪府人口減少社会対策推進会議設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、今後到来する人口減少社会の克服に向け、府民の生活、経済、都市構造など様々な分野での課題に対して、必要な施策を検討し推進するため、大阪府人口減少社会対策推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　推進会議は、副知事及び別表に掲げる職にある者をもって組織する。

２　推進会議は、副知事（政策企画部担当）が主宰する。

（推進会議の所掌事務）

第３条　推進会議は次の各号に掲げる事項について方針を策定し、実施する。

（１）府域の人口の将来展望に関すること。

（２）人口減少の克服に向け、必要な施策を検討すること。

（３）施策の進捗管理に関すること。

（４）国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連携に関すること。

（５）市町村が検討する施策との連携に関すること。

（推進会議の開催）

第４条　主宰者は、必要の都度、推進会議を開催する。

２　主宰者は、必要と認める関係者に対して、推進会議への出席を求めることができる。

（推進会議事務局）

第５条　推進会議事務局は、政策企画部企画室に設置する。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は主宰者が定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年７月１日）

（施行期日）

　この要綱は、平成２７年７月１日から施行する。

別表（第２条関係）

危機管理監　　　　　　　政策企画部長

総務部長　　　　　　　財務部長

府民文化部長　　　　　　　福祉部長

健康医療部長　　　　　　　商工労働部長

環境農林水産部長　　　　　　　都市整備部長

住宅まちづくり部長　　　　　　　教育長